

京都市告示第462号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「市電ひろば内店舗」を供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成28年12月20日

京都市長 門川 大作

| 区分 | 期間 | 供用しない日 | |
|----------|---|--------|---|
| 市電ひろば内店舗 | 平成28年12月28日(水)から同月31日(土)まで及び平成29年1月1日(日)から同月4日(水)まで | 変更後 | ①市電ショップ:1月1日及び12月31日 ②市電カフェ :1月1日から同月3日まで及び12月30日から同月31日まで |
| | | 現行 | 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで |

(南部みどり管理事務所)